

賃金一部控除に関する労使協定書

〇〇株式会社と〇〇株式会社従業員代表〇〇〇〇とは、賃金控除について、次のとおり協定する。

(控除対象)

第1条 会社は、法令の規定に基づくもののほか、以下のものを毎月の賃金から控除することができる。

- 一 〇〇〇〇
- 二 〇〇〇〇

(賃金支払日)

第2条 賃金支払日は、毎月25日とする。

(未控除の処理)

第3条 会社が、その月の賃金から控除できなかった分については、翌月以降に繰り越し、翌月の賃金から合わせてこれを控除することができるものとする。

2 従業員の死亡、退職等により未控除が発生した場合は、従業員の退職金から控除することができるものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から起算して1年間とする。

2 期間満了日の〇日前までに会社、従業員代表いずれからも文書による改廃の申し出がない場合は、さらに1年間同一条件で更新したものとする。更新後の協定も同様とする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇株式会社 従業員代表 〇〇〇〇